

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月2日

【会社名】 九州電力株式会社

【英訳名】 Kyushu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 池 辺 和 弘

【本店の所在の場所】 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

【電話番号】 092 - 761 - 3031(代表)

【事務連絡者氏名】 ビジネスソリューション統括本部
地域共生本部経営法務グループ長 長 瀬 孝 博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
九州電力株式会社 東京支社

【電話番号】 03 - 3281 - 4931(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支社総括グループ長 秋 吉 俊 輔

【縦覧に供する場所】 九州電力株式会社 佐賀支社
(佐賀市神野東二丁目3番6号)
九州電力株式会社 長崎支社
(長崎市城山町3番19号)
九州電力株式会社 大分支社
(大分市金池町二丁目3番4号)
九州電力株式会社 熊本支社
(熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号)
九州電力株式会社 宮崎支社
(宮崎市橘通西四丁目2番23号)
九州電力株式会社 鹿児島支社
(鹿児島市与次郎二丁目6番16号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 上記のうち、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島の各支社は
金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、
投資者の便宜を図るため備え置いております。

1【提出理由】

平成30年6月27日開催の当社第94回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第8号議案まで） >

第1号議案 剰余金の処分について

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

当社A種優先株式1株につき金1,750,000円

第2号議案 定款の一部変更について

監査等委員会設置会社への移行に伴う、監査等委員及び監査等委員会に関する規定、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等。

取締役及び取締役会に関する規定の変更、並びに執行役員に関する規定の新設等。

責任限定契約の締結対象を拡大する旨の変更。

その他、上記変更に伴う条数の変更等。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名選任について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、瓜生道明、池辺和弘、伊崎数博、佐々木有三、葉真寺偉臣、渡辺義朗、中村明、山崎尚、犬塚雅彦、藤井一郎、豊嶋直幸、豊馬誠、渡辺顯好及び菊川律子の14氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任について

監査等委員である取締役として、長宣也、亀井英次、古莊文子、井上雄介及び古賀和孝の5氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任について

補欠の監査等委員である取締役として、塩次喜代明氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、月例報酬及び賞与の合計で年額6億1千万円以内（うち社外取締役分は月例報酬のみ4千万円以内）と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定について

監査等委員である取締役の報酬限度額を、年額1億3千万円以内と定める。

第8号議案 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入について

社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした新たな株式報酬制度を導入し、3事業年度からなる対象期間において、3億9千万円を上限とする金銭を抛出のうえ、設定した信託を通じて当社株式を取得し、対象の取締役に対して当社株式等の給付を行う。

< 株主提案（第9号議案から第14号議案まで） >

第9号議案 取締役瓜生道明氏解任について

第10号議案 定款の一部変更について（1）

30キロ圏内自治体との恒常的な連絡協議会の設置

第11号議案 定款の一部変更について（2）

使用済核燃料再処理事業からの撤退

第12号議案 定款の一部変更について（3）

使用済核燃料の貯蔵施設建設断念に関する宣言

第13号議案 定款の一部変更について（4）

安全神話からの脱却宣言

第14号議案 定款の一部変更について（5）

再生可能エネルギー推進に関する宣言

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数（議決権行使書、電磁的方法による議決権行使及び委任状による代理出席を含む。）並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第8号議案まで） >

議案	賛成	反対	棄権 (注)	賛成率	決議結果
第1号議案	3,436,647個	53,900個	1,986個	96.63%	可決
第2号議案	3,401,914個	88,653個	1,986個	95.65%	可決
第3号議案					
瓜生道明 氏	3,249,973個	240,488個	1,986個	91.38%	可決
池辺和弘 氏	3,338,369個	152,097個	1,986個	93.86%	可決
伊崎数博 氏	3,333,466個	156,089個	2,897個	93.73%	可決
佐々木有三氏	3,331,559個	157,996個	2,897個	93.67%	可決
葉真寺偉臣氏	3,333,661個	155,894個	2,897個	93.73%	可決
渡辺義朗 氏	3,335,147個	154,408個	2,897個	93.77%	可決
中村 明 氏	3,333,231個	156,324個	2,897個	93.72%	可決
山崎 尚 氏	3,334,760個	154,795個	2,897個	93.76%	可決
犬塚雅彦 氏	3,334,469個	155,086個	2,897個	93.75%	可決
藤井一郎 氏	3,333,950個	155,605個	2,897個	93.74%	可決
豊嶋直幸 氏	3,328,057個	161,498個	2,897個	93.57%	可決
豊馬 誠 氏	3,296,837個	192,716個	2,897個	92.70%	可決
渡辺顯好 氏	3,396,999個	93,467個	1,986個	95.51%	可決
菊川律子 氏	3,398,719個	91,747個	1,986個	95.56%	可決
第4号議案					
長 宣也 氏	3,286,044個	203,618個	2,897個	92.39%	可決
亀井英次 氏	3,285,756個	203,906個	2,897個	92.38%	可決
古莊文子 氏	3,402,990個	87,586個	1,986個	95.68%	可決
井上雄介 氏	3,056,438個	433,220個	2,897個	85.93%	可決
古賀和孝 氏	3,403,965個	86,611個	1,986個	95.71%	可決
第5号議案					
塩次喜代明 氏	3,413,155個	77,429個	1,986個	95.96%	可決
第6号議案	3,457,071個	33,304個	2,202個	97.20%	可決
第7号議案	3,461,664個	28,711個	2,202個	97.33%	可決
第8号議案	3,428,601個	61,952個	1,986個	96.40%	可決

(注) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

< 株主提案（第9号議案から第14号議案まで） >

議案	賛成	反対	棄権	反対率	決議結果
----	----	----	----	-----	------

			(注)		
第9号議案	190,011個	3,298,486個	3,822個	92.75%	否決
第10号議案	141,824個	3,344,122個	6,392個	94.03%	否決
第11号議案	144,568個	3,341,318個	6,392個	93.95%	否決
第12号議案	138,474個	3,347,416個	6,392個	94.12%	否決
第13号議案	137,255個	3,348,801個	6,286個	94.16%	否決
第14号議案	188,714個	3,299,900個	3,700個	92.79%	否決

(注) 棄権は「棄権の意思表示のあるもの」に限ります。

(4) 当該決議事項が可決されるための要件

<会社提案（第1号議案から第8号議案まで）>

- ・ 第1号議案及び第6号議案から第8号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・ 第3号議案から第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

<株主提案（第9号議案から第14号議案まで）>

- ・ 第9号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第10号議案から第14号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使書、電磁的方法による議決権行使及び当日出席（委任状による代理出席を含む。）の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した（株主提案については会社法上否決されることが明らかになった）ため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

